平成３０年（フ）第３２号
富山市上滝143番地
債務者　伴　　良成
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３４号
富山市吉作40番地12　サクラハウス吉作（旧雇用促進住宅）１号棟503号室
債務者　金坂　直美
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６７号
岐阜県羽島郡岐南町薬師寺２丁目31番地（ソフィアⅡ　302号室）
債務者　野中　和紀
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１９１６号
名古屋市中川区供米田２丁目1401番地　グランドメゾン貝沼301号
債務者　小山日登美（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７０号
名古屋市昭和区山脇町１―26　レオパレスサンカレッジ212号室、住民票上の住所愛知県豊川市国府町社脇19番地の１
債務者　松本　敏宏
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４７号
愛知県春日井市下市場町６丁目５番地３
債務者　加藤百合子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３４７号
愛知県常滑市大野町５丁目119番地の１　ソアレとこなめ５Ａ号
債務者　宮田　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２８号
神戸市東灘区御影２丁目14番10号メゾンボナミ203号室、住民票上の住所神戸市灘区上野通７丁目６番15号
債務者　篠原　美香
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８７号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目12番９号ル・ペール高見401号
債務者　横山　大輔
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１７号
神戸市灘区将軍通２丁目１番10―405号
債務者　本庄　勝美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２３号
神戸市北区西大池２丁目９番205―401号
債務者　北川　佳子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８号
北海道苫小牧市花園町２丁目５番５号
債務者　佐々木朋子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１７号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字若葉町２番地３　メゾンホワイトＢ１号
債務者　平間　順一
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第１５９号
名古屋市昭和区駒方町２丁目32番地
債務者　井上　光子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２０６号
名古屋市千種区菊坂町１丁目７番地の１　パインエリゼ703号
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２２号
愛知県日進市浅田町茶園33番地１　ヒルズ茶園106
債務者　相馬　聖子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部